

移住定住促進住宅利用者募集要綱

次の移住定住促進住宅の利用者を募集します。

物 件 名 称	移住定住促進住宅（下里瀬2）			
物 件 の 概 要・設備等	物件概要		設備等	
	木造2階建 延床面積 83.01 m ² 2LDK（キッチン・リビング1室、洋間2室） 住宅横に駐車スペースあり（車庫も有）		上水道	村営水道
			下水道	下水道
			トイレ	水洗
			CATV	あり（別途契約必要）
			インターネット	あり（別途契約必要）
			その他	
		<u>エアコン：あり、ガスコンロ：あり</u> <u>除雪機：なし 外水道：なし</u>		
家 賃 等	1ヶ月の使用料	敷 金	2年毎の更新料	
	50,000円	150,000円	50,000円	
入 居 資 格 等			備 考	
	利用決定後、住宅住所へ住民票を移せる方。			
	別荘及び季節的な利用は認めません。			
	税金・各種料金に滞納がない方。		利用開始後、滞納が発生した場合は退去いただきます。	
	連帯保証人があること。			
	地区会に加入し、活動に参加すること。			
	地区が主催する会議及び行事へ参加すること。			
	ペット等の飼育不可。			
	敷地内の維持管理を行うこと。			
	小谷村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例等を遵守すること。			
契 約	契約期間は入居から2年間です。 なお、村長が認める場合のみ更に2年更新可能ですが、更新限度は令和11年3月31日とします。自動更新はされません。			
入 居 指 定 日	令和7年12月25日（木）までに ※契約締結後、入居日以降は入居者による雪の管理等（施設管理）が必要です。			

1. 応募手続

(1) 応募受付期間

令和7年12月5日（金）15時00分まで

※受付期間内に到着したものを有効とします。

(2) 提出書類

①移住定住促進住宅利用申込書

②世帯全員分の住民票の写し

③世帯全員分の令和6年分 所得証明書の写し

④世帯全員分の令和6年分 納税証明書の写し

⑤顔写真付きの身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

※利用申込書は小谷村公式ホームページからダウンロードしてください。

(3) 応募受付・お問い合わせ先

提出書類は、持参又は郵送、メールで提出してください。

〒399-9494

長野県北安曇郡小谷村大字中小谷丙131

小谷村役場 観光地域振興課 集落支援係

TEL 0261-82-2589（係直通）

E-mail iju@vill.otari.lg.jp

2. 利用者の決定

応募後、書類審査、下里瀬地区代表者による面談を行い選考します。選考の結果、利用候補者が複数名になった場合は、抽選会により、利用候補者を決定します。利用申込者は必ず応募手続をしてください。

(1) 書類審査

小谷村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第10条に基づき、次の優先順位により選考いたします。

第1優先 村外から転入する2人以上の世帯

第2優先 現に小谷村に居住しており、2名以上で世帯を構成し、継続して小谷村に居住する意思があり、住宅が困窮していることが明らかな者

これらに加え、入居者及び同居者の人数、年齢、入居申込み時の居住地等を考慮して選考する場合があります。

選考結果はメールと郵送にて通知します。応募時に必ずメールアドレスをご記入ください。

メール：12月8日（月）～9日（火）12：00頃までに送付

郵送：11月8日（月）～9日（火）までに投函

(2) 抽選会 ※ (1) 書類審査の結果、候補者が複数となった場合におこないます

日時 令和7年12月11日(木) 13時30分から

場所 小谷村役場 101会議室

抽選方法

①予備抽選：利用申込み受付順で予備抽選を行い、本抽選のくじを引く順番を決めます。

②本抽選：予備抽選で決めた順番でくじを引き、引いた番号1番の方が利用候補者となります。2番以降の番号の方は、補欠利用候補者となります。

(2) 利用者の決定

抽選会をおこなう場合、抽選会で決定した利用候補者が物件確認(任意で即日開催)後、利用者として決定します。利用候補者のキャンセルが発生した場合、くじ番号2番の補欠利用候補者から繰上げて利用候補者とします。

利用候補者のキャンセルは令和7年12月16日(火) 12時00分までとします。

補欠利用候補者としての権利の有効期限は抽選日から利用候補者決定までとします。

3. その他

○次の施設の入居募集を複数応募することはできません。あらかじめご了承ください。

- ・他の小谷村移住定住促進住宅に応募した方。
- ・期間中に行われる村営住宅の募集に応募している者。
- ・既に村営住宅への入居が決定している者。

○契約日、入居日は協議により決定します。ただし、仮予約を目的とした契約日・入居日の決定はできませんのであらかじめご了承ください。

○月額の使用料(日割り計算)は12月分から発生し、12月末日までに納付していただきます。

また、敷金も12月末日までに納付していただきます。

○その他募集に関してのご質問などは、上記お問い合わせ先までご連絡ください。